

❀ 吉野コスモス会ハウス  
サテライト型住居のご案内 ❀



《 問 い 合 わ せ 先 》

特定非営利活動法人吉野コスモス会  
吉野コスモス会ハウス  
住所:奈良県吉野郡大淀町下湊 854-1  
TEL&FAX:0747-64-8870

日頃より、当法人の活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。  
ございます。

当法人では、平成21年4月1日より共同生活援助（グループホーム）を始めましたが、入居されている方が望む将来目標の変化へ繋がられていなく、夜間支援体制や集団生活によるマイナス効果として依存傾向が強まり『ここでの生活に満足』に変化してしまいました。将来のためのチャレンジとして入居されたはずが、チャレンジせずまま今の環境に慣れてしまい、現状維持となっています。そこで、変化をつけていくために、チャレンジができるようサテライト型住居を開設しました。

### （1）基本的な考え方

「あたりまえの生活の支援」

障がいのあるなしに関わらず、人の人生には様々な出来事がありますが、誰もが解決の糸口を見出すことで成長し、生活を送ることが自然なことです。その中で、障がいによる対処の困難さや社会の無理解により生きづらさを感じる障がいある方々への支援が求められています。障がいがあるからといって、差別されたり保護され過ぎたりするのではなく、一人の人間としてあたりまえの生活が送れるような支援をめざします。

### （2）場所

\*奈良県吉野郡大淀町桧垣本にあり、近鉄下市口駅より徒歩10～15分です。

### （3）入居対象

\*すべての障がいある方が対象です。

※自分でできる身の回りのことは自分で実施していただきます。

※日中の支援が基本的にありませんので、日中活動（福祉や医療サービス、就労など）をおこなっていただくことが前提となります。

### （4）入居定員

\*ひかりハウス・・・1名

### （5）居室について

\*1DK（トイレ・お風呂別）

## (6) 費用について

家賃	4万2500円
食費（本体住居利用）	1万5000円
生活費（光熱費・共益費）（本体住居）	7千500円
合計	6万5000円
食費（サテライト型住居）	実費
日用品費・水光熱費（サテライト型）	実費
その他（携帯料金、嗜好品等）	実費
合計	6万5000円～

\*食費（本体住居）は、朝・夕のみです。その他の食費（昼食）は含まれません。また、個別支援計画に基づき本体住居を利用していただきます。

\*サテライト型住居の費用は、使用した分となります。

\*本体住居の金額は社会情勢の変化（例:物価の変動、法制度の変更など）等により、変更することがあります。

\*家賃について、利用者の経済状況により上限1万円までの助成が受けられる制度があります。

## (7) 生活支援員と世話人による支援について

\*生活支援員:平日（月～金）の9:00～18:00まで勤務。個別支援計画に基づき、状況に応じた支援をします。

\*世話人:終日16:00～翌朝9:30まで、本体住居にて勤務。食事（朝・夕）提供や個別支援計画に基づき、状況に応じた支援をします。

## (8) 入居に必要なこと

\*サテライト型住居には固定電話はありません。入居していただく方には連絡を取る方法として、原則携帯電話を所持していただきます。その際の費用は自己負担となります。

\*入居にあたって、入居一時金5万円をお預かりしております。入居者本人が備品を破損させた場合や退去時に居室などの修繕に利用し、修繕費費用が5万円以下の場合は差額を返金いたします。

\*入居前には必ず「体験利用」をしていただきます。体験利用及び入居にあたっては障害者総合支援法に基づき「共同生活援助事業」の利用を行政に申請していただき、支給決定を受けていただくことが必要となります。詳しくはお問い合わせください。

## (9) 入居までの流れ

### 1 相談・見学受付

入居希望者の状況や生活歴などについてお話を聞かせていただきます。通院・入院・その他の事業所を利用中の場合は、その担当者からもお話を聞かせていただくことがあります。

### 2 見学・面談

実際に吉野コスモス会ハウスを見学していただき、どのようなところか知っていただきます。また、入居希望者の状況や生活歴など再度お話を聞かせていただきます。その上で、体験利用の希望について確認をさせていただきます。

### 3 内部検討（必要に応じて支援会議の実施）

相談内容や見学時の面談内容等から、入居受付の協議と体験宿泊をしていただくことに問題（支援体制上等）はないか協議をおこないます。

### 4 体験利用

体験利用受付と体験宿泊の可否をお伝えします。可の場合、障害福祉サービスを受給できるよう手続きを済ませていただき、障害支援区分と共同生活援助事業の支給決定を確定させていただきます。体験利用日数については、状況に応じて異なります。（サテライト型住居の場合、原則1ヵ月）

### 5 面談

体験宿泊をした上で入居希望などを再度確認させていただきます。

### 6 内部検討

相談内容や面談の内容、体験宿泊での状況などをもとに入居していただくことに問題（支援体制上等）はないか協議をおこないます。

### 7 支援会議

内部協議をもとに入居の可否について支援会議をおこないます。

### 8 決定通知

入居の可否をお伝えします。  
可の場合、本人やご家族などの入居希望に変わりがなければ、入居決定となります。  
不可の場合、引き続き相談等の支援をさせていただきます。

### 9 契約

生活に必要な他の手続きが完了できるよう支援をおこないます。

### 10 生活開始